

郵便による受験申込は、平成15年10月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- 5 合格基準
全科目の合計点が満点の6割以上である者を合格とし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。ただし、問題の難易度及び得点内容により勘案することがある。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 (1) 合格者の発表は、平成15年11月25日（火）午前10時に各保健所において行う。
 (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- 7 問い合わせ
 (1) 願書に関する照会は、熊本県健康福祉部食品衛生課又は最寄りの保健所に問い合わせること。
 (2) 試験科目の得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（平成15年11月25日（火）から同年12月24日（水）までの期間内で、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、初日は午前10時以降とする。）熊本県健康福祉部食品衛生課において、受験票を持参した本人に開示する。

熊本県公告第690号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨公告する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	百太郎溝	平成9年11月12日	平成15年3月28日	熊本県

熊本県公告第690号の2

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成15年9月22日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成15年10月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的
次の要求内容の完全獲得
 (1) 協定破棄通告の撤回
 (2) 増員・賃金・労働条件の改善
 (3) 臨時職員に関する要求事項
 (4) 患者サービス向上に関する要求事項
 (5) 施設・設備の改善に関する要求
 (6) その他の要求事項
- 2 争議行為の日時
平成15年10月1日午前0時から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 争議行為の種類
健康保険八代総合病院の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。
- 4 争議行為を行う場所
健康保険八代総合病院施設の全職場及びその敷地（八代市松江城町2-26）

登載依頼

熊本県監査委員公告第15号

平成15年6月16日から平成15年8月19日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年10月1日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
 同 山 本 豊 孝
 同 倉 重 剛
 同 早 川 英 明